

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第十四号）

改正案	現行
<p>（保険会社等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号に規定する金融庁長官の定める業務は、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第九十八条第一項第二号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に係るものとする。</p> <p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）（自己又は自らを子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械</p>	<p>（保険会社等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号に規定する金融庁長官の定める業務は、保険業法（平成七年法律第百五号）第九十八条第一項第二号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に係るものとする。</p> <p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限</p>

類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。
。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管
理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、保
険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株
会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び
保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八
（略）

る。
）

八
（略）

